

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所運営規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家が開設する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「事業所」という。）が、障害者総合支援法に基づき適正に運営されることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行うものとする。

- 2 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム四つ葉荘
- (2) 所在地 佐賀県佐賀市鍋島三丁目 3番 20号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス管理責任者 1名
サービス管理責任者は、個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価を行う。
- (3) 従業者
世話人 1名以上
世話人は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供にあたる。

(受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地)

第5条 受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家
 - (2) 所在地 佐賀県佐賀市鍋島三丁目 3 番 20 号 (3F)
- 2 受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- (1) 名 称 まちの移動ケアサービス・鍋島センター
 - (2) 所在地 佐賀県佐賀市鍋島三丁目 3 番 20 号 (3F)

(入居定員)

第6条 外部サービス利用型指定共同生活援助の入居定員は、4人とする。

(外部サービス利用型指定共同生活援助の内容及び主たる対象者)

第7条 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者に対する相談
 - (2) 食事の提供
 - (3) 健康管理・金銭管理の援助
 - (4) 余暇活動の支援
 - (5) 緊急時の対応
 - (6) 職場等との連絡・調整
 - (7) 財産管理
- 2 事業所において外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
- (1) 知的障害者
 - (2) 精神障害者

(利用者から受領する費用の種類及びその額)

第8条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする(加算含む)。ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

- 2 家賃は、1月あたり **36,900 円** を徴収する(内訳: 家賃 **26,900 円**・水道光熱費 **5,000 円**・日用品費 **5,000 円**)。
- 3 食材料費は、朝食 350 円、昼食 450 円、夕食 380 円を徴収する。食事のキャンセルは食事当日の3日前までに行うこととする(キャンセルの場合、食材料費と同額を受領)。
- 4 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合は、利用者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(入居にあたっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは、すみやかに申し出る。
- (2) 入居にあたっては、別に定める入居規則等を守り、他の入居者の迷惑にならないようにする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を図る。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦笑解決体制の整備
- (4) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (5) 前1～4号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(緊急時における対応方法)

第13条 利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従うとともに、緊急連絡先に連絡するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、利用者に対して適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修（前条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 繼続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年10月6日 変更

令和5年5月1日 変更

令和5年5月15日 変更

令和6年4月1日 変更